

# 電話のユニバーサルサービス責務 及び交付金制度に関する検討課題

- 
- 検討課題 最終保障提供責務に見直した場合、第一種適格電気通信事業者の義務、交付金の補填対象等についてどう考えるか

令和6年6月17日  
事務局

## 検討課題：最終保障提供義務に見直した場合、第一種適格電気通信事業者の義務、交付金の補填対象等についてどう考えるか

### (業務区域)

- **固定電話**について、**最終保障提供義務**とする場合、当該義務を担う者は、当該義務を履行する場合を除き、業務範囲の縮小は自由と考えられるところ、**NTT東西のメタル固定電話の業務区域については、縮小予定区域でメタル固定電話の既存利用者の代替サービスへの移行が終わっていない場合等は、当該既存利用者の保護を図る観点から、業務区域の縮小を制限する規律（例：変更登録）を課すことについてどう考えるか。**
- 仮に業務区域の縮小を制限する規律を課す場合、規律対象となる業務区域の地理的単位が小さいほど、当該単位での移行は相対的に容易となり、業務区域の縮小が認められやすくなるため、NTT東西に**移行促進のインセンティブを付与する観点から、規律対象となる業務区域の地理的単位は、例えば市町村とすることが考えられるが、どうか。**

### (第一種適格電気通信事業者の義務)

- **第一種適格電気通信事業者**（電話に係る交付金の交付対象者）には、**現在、業務区域がある都道府県のおまねく提供義務（世帯カバー率100%）が課されているが、固定電話のおまねく提供義務を最終保障提供義務に見直す場合、第一種適格電気通信事業者のおまねく提供義務も、最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるか。**
- また、上記で業務区域の縮小を制限する規律を課し、その地理的単位を市町村とする場合、**第一種適格電気通信事業者の義務に係る地理的単位もそれに合わせて、都道府県から市町村に見直すことも考えられるが、どうか。**

### (交付金制度)

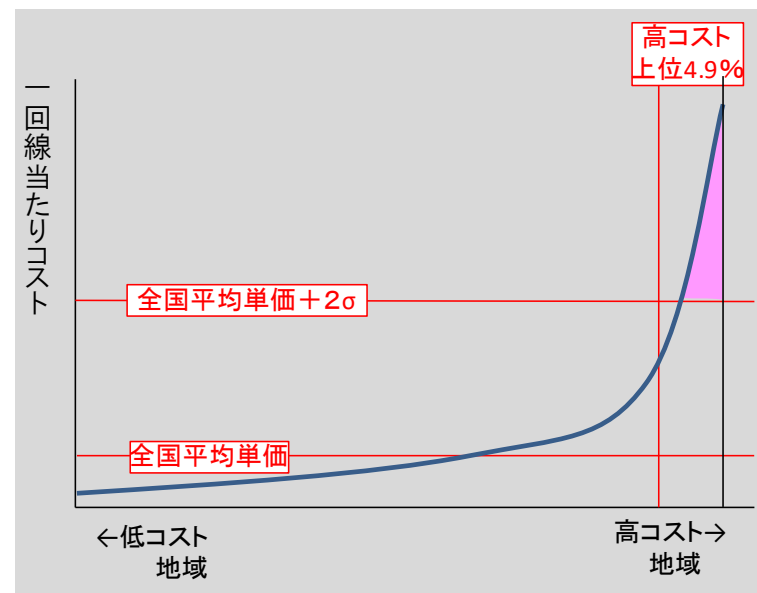
- 固定電話について、最終保障提供義務とする場合、交付金制度の補填対象は、最終保障提供義務に係る費用に限定することが考えられるところ、上記で、既存のメタル固定電話の利用者を保護するため、最終保障提供義務を補正し、**業務区域の縮小を制限する規律を課すこととする場合、当該規律に係る負担に鑑みると、縮退完了までの間は、現行の内部相互補助を前提とした提供回線数をベースとした算定を基本とし、回線の種類に応じて必要な補正を行った上で、交付金を算定することが考えられるが、どうか。**

3階	ユニバーサルサービス 責務を担う事業者 に課される規律	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>NTT持株・NTT東西に対するあまねく提供の責務 (NTT法)</u></li></ul>
2階	第一種適格電気通信事業者 に課される規律	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務区域がある都道府県の<u>世帯カバー率100%</u></li></ul>
1階	ユニバーサルサービスの 提供者に課される規律	<ul style="list-style-type: none"><li>● 契約約款の事前届出義務</li><li>● 届出契約約款に基づく<u>役務提供義務</u></li><li>● 技術基準適合維持義務</li></ul>
0階	電気通信事業者 に課される規律	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業廃止：自由</li><li>● 業務区域の縮小：自由</li></ul>

## 支援対象 (固定電話)

- 全国の加入者回線を長期増分費用 (LRIC) 方式※で仮想的に設置した上で、モデル上の高コスト地域 (4.9%) に属する回線原価と一定基準の原価 (ベンチマーク) の差額を補填。

※ 需要に応じた電気通信役務の提供に係るネットワークの費用を、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する前提で算定する方式。



## 支援対象事業者

- **第一種適格電気通信事業者として総務大臣の指定を受けた者**
- 「①ユニバーサルサービスの提供の業務に関する収支状況等を公表していること」、「②接続約款等を公表していること」及び「③業務区域の範囲が一定の基準に適合していること※」が指定の要件

※ 業務区域の範囲は、原則都道府県単位としており、各都道府県において固定電話の役務提供可能世帯の割合が100%であることと、公衆電話については設置台数が都道府県ごとの設置基準 (P.13 第一種公衆電話の設置基準) に適合していること

▶ NTT法において、NTT (持株・東・西) に対して**電話役務を全国あまねく提供する責務**が課されており、電話のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保が図られている。